

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 10



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 1
- 鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 3
- 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 に 関 す る 鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 特 例 を 定 め る 規 則 の 一 部
を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 3

告 示

- 物 品 又 は 役 務 の 調 達 等 に 係 る 有 資 格 業 者 の 指 名 停 止 に 関 す る 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要
綱 (※) (管 財 課 取 扱 い) 5

規 則

鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 18 号

鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 契 約 規 則 (昭 和 50 年 鹿 児 島 県 規 則 第 23 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 記 第 7 号 様 式 そ の 1 中 「 現 場 監 督 者 職 氏 名 」 を 「 監 督 員 職 氏 名 」 に 改 め , 同 様 式 の 次 に 次 の 1

様 式 を 加 え る。

その 1 の 2 (工事用)

検 査 調 書				
執 行 機 関				
工 事 名				
工 事 場 所				
請 負 者				
契 約 年 月 日	年 月 日			
工 期	着 手	年 月 日	日 間	
	完 成	年 月 日		
監 督 員 職 氏 名				
検 査 所 見 (手直指示)				
支 払 回 数				
請 負 金 額 (A)				
支 払 済 額	前 払 金 (B)			
	部 分 払 (C)			
出 来 形 等 の 歩 合 (D) %				
出 来 形 等 の 金 額 $A \times D$ (E)				
出 来 形 等 に 対 す る 9 分 金 額 $(E \times 0.9)$ (F)				
前 金 払 に 出 来 形 等 歩 合 を 乗 じ た 額 $(B \times D)$ (G)				
今 回 支 払 仮 定 額 $(F - G - C)$ (H)				
今 回 支 払 額 (I)				
残 額 (J)				
完 成 検 査 (確 認) 検 査 年 月 日	年 月 日			
摘 要				
上記のとおり完成検査を完了しました。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 検査員職氏名 ㊟ 立会者職氏名 ㊟ 殿 </div>				

備考 この様式は、電子入札又は電子見積りが認められている建設工事について使用することができる。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 19 号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和 62 年鹿児島県規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条の 2 の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条中「第 231 条の 2 第 6 項」を「第 231 条の 2 の 3 第 1 項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 指定納付受託者を指定した日
- (3) 指定納付受託者に納付させる歳入（法第 235 条の 4 第 3 項に規定する歳入歳出外現金を含む。）
- (4) 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

第 88 条第 1 項中「同号」を「同条第 5 号」に、「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 指定納付受託者に納付させる歳入に係る手数料 当該指定納付受託者が納付する収入金別表第 1 本庁の表かごしま P R 課の項中「かごしま P R 課」を「P R 観光課」に改め、同表商工政策課の項を次のように改める。

商工政策課	収入出納員（物品に係る事務を除く。） 物品出納員	経理事務を担当する係長 庶務を担当する係長
-------	-----------------------------	------------------------------

別表第 1 収支かいの表大隅地域振興局の項中「の庶務を担当する参事付、」を「又は大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関の庶務を担当する主幹及び」に改め、「及び大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関の庶務を担当する主幹」を削り、「出納事務を担当する参事付」を「出納事務を担当する主幹」に改め、同表農業開発総合センター大隅支場の項中「課長」を「室長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県会計規則第 48 条の 2 の規定により、地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 19 条第 3 項に規定する指定代理納付者に係る指定の変更又は取消しの告示を行う場合については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

.....

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 20 号

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則（平成 7 年鹿児島県規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（一般競争入札の公告）

第 6 条 契約担当者（契約規則第 2 条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、一般競争

入札の方法により特定調達契約を締結しようとするときは、同条の規定にかかわらず、その入札期日（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）を認める場合にあっては、入札期間の末日。以下同じ。）の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約に係る一般競争入札の公告において当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告をその入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までに行う旨を規定した場合における当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前）までに鹿児島県公報により、同条第1号から第11号までに掲げる事項のほか、特例政令第6条又は第10条第5項に定める事項その他必要な事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合には、その期限を10日前までに短縮することができる。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する一般競争入札の公告の期限は、同項の規定にかかわらず、5日にその該当する号の数を乗じて得た日数を短縮することができる。ただし、当該公告から入札期日までの期間を10日未満とすることはできない。

(1) 当該入札の公告を電子情報処理組織を使用して行う場合

(2) 入札説明書の交付を当該入札の公告を行った日から電子情報処理組織を使用して行う場合

(3) 入札書の受領を電子入札の方法により行う場合

3 商業上の物品又は役務（行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。）に係る特定調達契約を締結しようとする場合であって、当該特定調達契約に係る一般競争入札の公告及び入札説明書の交付を電子情報処理組織の使用により、かつ、同日に行うときは、当該公告の期限は、前2項の規定にかかわらず、その入札期日の前日から起算して少なくとも13日前（入札書の受領を電子入札の方法により行う場合にあっては10日前）までに短縮することができる。

第7条中「前条の規定により読み替えられた契約規則第2条」を「前条第1項」に、「同条第12号」を「同項」に改める。

第8条を次のように改める。

（指名通知）

第8条 契約担当者は、特定調達契約に係る令第167条の12第2項の規定による通知をするときは、契約規則第22条第1項の規定にかかわらず、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約に係る指名の通知において当該最初の契約以外の契約に係る指名の通知を当該入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までに行う旨を示した場合における当該最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前）までに、指名競争入札参加指名通知書（契約規則別記第5号様式）により、その指名する者に通知するものとする。ただし、急を要する場合には、その期限を10日前までに短縮することができる。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、これらの規定中「一般競争入札の」とあるのは「令第167条の12第2項の規定による」と、「公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

第9条中「の規定により読み替えられた契約規則第2条」を削る。

第10条第1項中「規定により読み替えられた契約規則第2条の公告をし、又は第7条の規定による」を「公告又は第7条の」に改める。

第15条第2項第7号中「の規定により読み替えられた契約規則第2条」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 327 号

物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱の一部を改正する要綱
物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 中 第 4 号 を 第 10 号 と し、 第 3 号 の 次 に 次 の 6 号 を 加 え る。

- (4) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。
- (5) 一般役員等 有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（契約締結の権限を有している者に限る。）で前号に規定する者以外のものをいう。
- (6) 使用人 有資格業者である個人又は法人の使用人で前号に規定する者以外のものをいう。
- (7) 公共機関の職員 刑法（明治40年法律第45号）第 7 条 第 1 項 に 規 定 す る 国 又 は 地 方 公 共 団 体 の 職 員 そ の 他 法 令 に よ り 公 務 に 従 事 す る 議 員、 委 員 そ の 他 の 職 員（特別法の規定により公務員とみなされる者及び職務の公共性により特別法において収賄罪の罰則が規定されている私人を含む。）
- (8) 競売入札妨害 刑法第96条の 6 第 1 項 に 規 定 す る 公 の 競 売 又 は 入 札 の 公 正 を 害 す べ き 行 為 を いう。
- (9) 談合 刑法第96条の 6 第 2 項 に 規 定 す る 談 合 を いう。

第 5 条 第 2 項 第 4 号 中 「第 7 号」 を 「第 9 号」 に 改 め、 同 条 第 3 項 中 「前 2 項」 の 次 に 「若しくは次条第 1 号」 を、「相当する期間」の次に「（同号に該当する場合にあっては、別表第 2 第 4 号、第 6 号又は第 8 号に定める期間の短期を限度とする。）」を加え、同条第 4 項中「相当する期間」の次に「（当該期間が36月を超える場合にあっては、36月）」を加え、同条第 5 項中「期間の」の次に「短期又は長期の」を加え、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 知事は、指名停止の期間が満了した有資格業者について、別表第 2 第 8 号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

第 5 条 の 次 に 次 の 2 条 を 加 え る。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第 5 条 の 2 知事は、第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 指 名 停 止 を 行 お う と す る 場 合 に お い て、 有 資 格 業 者 が 私 的 独 占 の 禁 止 及 び 公 正 取 引 の 確 保 に 関 す る 法 律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったときには、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報が寄せられ、県の職員が、有資格業者から事情聴取を行った場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 4 号、第 6 号又は第 8 号に該当することとなったとき それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍の期間（当該事案について、代表役員等又は一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は 1.5 倍の期間
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第 3 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 各 省 各 庁 の 長 等 の 調 査 の 結 果、 入 札 談 合 等 関 与 行 為 が あり、 又 は あ っ た こ と が 明 ら か と な っ た 場 合 で、 当 該 関 与 行 為 に 関 し、 別 表 第 2 第 4 号、 第 5 号 又 は 第 8 号 ア に 該 当 す る 有 資 格 業 者 に 悪 質 な 事 由 が あ る と き（前号の規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に 1 月加算した期間
- (3) 県の職員又は県以外の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 6 号、

第7号又は第8号イに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間（指名停止期間の短期の特例）

第5条の3 有資格業者が一の事案により第5条第2項第2号又は第4号のいずれかに該当し、かつ、前条各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定により別表第2当該各号に定める指名停止の期間の短期を加重した後の期間に、前条各号に掲げる期間を加重した期間を指名停止の期間の短期とする。

第6条中「前条第5項」を「第5条第5項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第7条第1項中「同条第6項」を「同条第7項」に改め、「所管部長」の次に「、地域振興局長及び支庁長」を加え、同条第2項中「所管部長」の次に「、地域振興局長及び支庁長」を加え、同条第3項中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第10条の見出し中「下請等」を「下請」に改め、同条中「、又は現に指名停止を受けている有資格業者を当該物品又は役務の調達等の連帯保証人とする事」を削り、同条ただし書中「又は有資格業者を当該物品又は役務の調達等の連帯保証人とする事」を削る。

別表第1第1号中「入札前の」を削り、同表第4号中「外」を「ほか」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第5条、第8条関係）

不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(1) 次のアからウまでに掲げる者が、県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	事実を認定した日から 6月以上24月以内 事実を認定した日から 3月以上18月以内 事実を認定した日から 2月以上12月以内
(2) 次のアからウまでに掲げる者が、県内の県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	事実を認定した日から 3月以上18月以内 事実を認定した日から 2月以上12月以内 事実を認定した日から 1月以上12月以内
(3) 次のアからウまでに掲げる者が、県外の県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	事実を認定した日から 3月以上12月以内 事実を認定した日から 2月以上12月以内 事実を認定した日から 1月以上12月以内
(4) 県の物品又は役務の調達等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、県の物品又は役務の調達等に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき（第8号アに掲げる場合を除く。）。	事実を認定した日から 3月以上12月以内

<p>(5) 県内における県以外の者との物品又は役務の調達等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、県の物品又は役務の調達等に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定した日から 2 月以上12月以内</p>
<p>(6) 次のア又はイに掲げる者が、県の物品又は役務の調達等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 8 号イに掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>事実を認定した日から 4 月以上24月以内 事実を認定した日から 3 月以上24月以内</p>
<p>(7) 次のア又はイに掲げる者が、県内における県以外の者との物品又は役務の調達等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>事実を認定した日から 3 月以上12月以内 事実を認定した日から 2 月以上12月以内 事実を認定した日から 6 月以上36月以内</p>
<p>(8) 県の物品又は役務の調達等に関し、次のア又はイのいずれかに該当したとき（当該県の物品又は役務の調達等に政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>ア 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>事実を認定した日から 1 月以上12月以内</p>
<p>(9) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくはその使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「有資格業者等」という。）が、県の物品又は役務の調達等の入札又は契約に関して非公表とされている情報を、県の職員から不正に入手しようとしたと認められるとき。</p>	<p>事実を認定した日から 1 月以上12月以内。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</p>
<p>(10) 有資格業者等が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定した日から 1 月以上12月以内。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置</p>
<p>(11) 有資格業者等が、業務に関し、暴力団関係者であることを知って暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p>	<p>事実を認定した日から 1 月以上12月以内。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置</p>

- (12) 県の物品又は役務の調達等に関し、有資格業者等が暴力団関係者を下請負人として使用し、当該暴力団関係者の排除に際し、県の指示に従わなかったと認められるとき。
- (13) 有資格業者等がいかなる名義をもってするを問わず暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (14) 有資格業者等が、県の物品又は役務の調達等に係る契約の履行に当たり、暴力団関係者であることを知って暴力団関係者と資材又は原材料の購入契約を締結したと認められるとき。
- (15) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が、暴力団関係者と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (16) 県の物品又は役務の調達等に係る契約の履行に当たり、暴力団関係者から不当介入を受けた場合において、遅滞なくその旨を県及び警察に通報しなかったとき。
- (17) 県の物品又は役務の調達等に係る契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき。
- (18) 県内における県以外の者との物品又は役務の調達等に係る契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められるとき。
- (19) 県の物品又は役務の調達等の落札者となったにもかかわらず、正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき。

要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。

事実を認定した日から1月以上12月以内。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。

事実を認定した日から1月以上12月以内。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。

事実を認定した日から1月以上12月以内。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。

事実を認定した日から1月以上12月以内。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。

事実を認定した日から1月以上12月以内

事実を認定した日から3月以上12月以内

事実を認定した日から1月以上12月以内

事実を認定した日から3月以上12月以内

(20) 県の物品又は役務の調達等の落札者が契約を締結すること又は物品又は役務の調達等の契約者が当該契約を履行することを妨げたとき。	事実を認定した日から 3月以上12月以内
(21) 県の物品又は役務の調達等の監督又は検査の実施に当たり、当該職員の職務の執行を妨げたとき。	事実を認定した日から 3月以上12月以内
(22) 賃金不払い等をし、労働基準監督署から通報を受けたとき。	事実を認定した日から 1月以上12月以内
(23) 関係法令の規定に違反し、主務大臣又は知事（他の都道府県知事を含む。）の行政処分を受けたとき。	事実を認定した日から 3月以上24月以内
(24) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県の物品又は役務の調達等に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。	事実を認定した日から 1月以上12月以内
(25) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者の行為が法令に違反し、その行為の与える影響が社会的に大きく、県の物品等の調達等に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき。	事実を認定した日から 1月以上12月以内

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。